

○EDINETタクソノミの概要説明 新旧対照表

新	旧
1-2 タクソノミとは (略) 1-2-1 タクソノミの構成 EDINETタクソノミの構成について説明します。 EDINETタクソノミは、XBRL Internationalが提供する基盤技術の上に成り立っており、各様式において開示書類等提出者が共通して使用する「<u>共通タクソノミ</u>」、開示分野及び適用する開示基準に応じて使用する「<u>分野別タクソノミ</u>」で構成されています。また、一部の分野別タクソノミでは「<u>外部タクソノミ</u>」をインポートして開示に利用します。「<u>共通タクソノミ</u>」には「<u>内閣府令タクソノミ</u>」及び「<u>DEIタクソノミ</u>」があります。「<u>内閣府令タクソノミ</u>」は、「2章 EDINETにおけるXBRL提出書類の概要 2-3 タクソノミ分割の単位」に後述するように複数の単位で分割されています。分野別タクソノミには「<u>財務諸表本表タクソノミ</u>」、「<u>国際会計基準タクソノミ</u>」及び「<u>サステナ関連タクソノミ</u>」があり、外部タクソノミには「<u>ISSBタクソノミ</u>」があります。 図表 1-2-2 EDINETタクソノミの構成(イメージ) 「<u>内閣府令タクソノミ</u>」は、提出書類全体のうち、IFRS財務諸表（注記事項を含む。以下同じ。）及び日本基準の財務諸表本表以外に係るタクソノミです。「<u>財務諸表本表タクソノミ</u>」は日本基準の財務諸表本表に係るタクソノミです。「<u>国際会計基準タクソノミ</u>」は、IFRS財務諸表に係るタクソノミです。「<u>DEIタクソノミ</u>」は、提出書類の基本情報(Document Information)及び開示書類等提出者の基本情報(Entity Information)が格納されているタクソノミです。「<u>サステナ関連タクソノミ</u>」及び「<u>ISSBタクソノミ</u>」は、有価証券報告書等の「サステナビリティに	1-2 タクソノミとは (略) 1-2-1 タクソノミの構成 EDINETタクソノミの構成について説明します。 EDINETタクソノミは、次の図表のように「内閣府令タクソノミ」、「財務諸表本表タクソノミ」、「国際会計基準タクソノミ」及び「DEIタクソノミ」があります。「内閣府令タクソノミ」は、「2章 EDINETにおけるXBRL提出書類の概要 2-3 タクソノミ分割の単位」に後述するように複数の単位で分割されています。 (追加) 図表 1-2-2 EDINET タクソノミの構成(イメージ) 「<u>内閣府令タクソノミ</u>」は、提出書類全体のうち、IFRS財務諸表（注記事項を含む。以下同じ。）及び日本基準の財務諸表本表以外に係るタクソノミです。「<u>財務諸表本表タクソノミ</u>」は日本基準の財務諸表本表に係るタクソノミです。「<u>国際会計基準タクソノミ</u>」は、IFRS財務諸表に係るタクソノミです。「<u>DEIタクソノミ</u>」は、提出書類の基本情報(Document Information)及び開示書類等提出者の基本情報(Entity Information)が格納されているタクソノミです。 (追加)

新

関する考え方及び取組」に係るタクソノミです。このうちサステナ関連タクソノミはISSBタクソノミを必要な範囲で部分的にインポート又は参照します。

(略)

2-1 XBRL 対象範囲

(略)

2-1-5 サステナビリティ関連記載事項の対応

開示府令及びサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という。）に基づくサステナビリティ関連記載事項のタグ付けは、サステナ関連タクソノミ(jpsrd)及びIFRS 財団が公表するISSBタクソノミ(ifrs-sds)の要素を使用します。SSBJ基準を適用する企業か否かにより、使用するタクソノミが異なるため、以下の図表で示します。いずれの企業も様式ツリー上に定義されたテキストブロック要素を用いて包括タグ付けをしますが、人的資本に関する情報開示を除き、SSBJ基準の適用有無に応じてテキストブロックのタグを使い分ける必要があります。詳細タグ付けの範囲及び方針については、「2-5-3 サステナビリティ関連記載事項」を参照してください。

図表 2-1-10 適用基準別使用タクソノミ

No	対象企業	使用するタクソノミ
1	SSBJ基準適用企業	サステナ関連タクソノミ（jpsrd）及びISSBタクソノミ（ifrs-sds）
2	SSBJ基準非適用企業	サステナ関連タクソノミ（jpsrd）のみ

旧

(略)

2-1 XBRL 対象範囲

(略)

(追加)

新	旧
図表 2-1-11 サステナビリティ関連記載事項の様式ツリー 2-1-6 訂正報告時の提出ファイル (略) 2-1-6-1 訂正報告書の添付インライン XBRL の作成要領 (略) 2-1-7 XBRL 作成ツールの対象様式 (略)	2-1-5 訂正報告時の提出ファイル (略) 2-1-5-1 訂正報告書の添付インライン XBRL の作成要領 (略) 2-1-6 XBRL 作成ツールの対象様式 (略)

新

2-3 タクソノミ分割の単位

EDINETタクソノミは、「1-2-1 タクソノミの構成」に示すとおり、共通タクソノミ及び分野別タクソノミで構成されています。各タクソノミの主な対象範囲は次の図表のとおりです。
なお、タクソノミの更新は、タクソノミの分割単位ごとに行われ、更新日は、フォルダの日付及びファイル名の日付で確認できます。

図表 2-3-1 タクソノミの構成と対象範囲

分類	タクソノミ	対象範囲
共通タクソノミ	内閣府令タクソノミ	各府令（開示府令、特定有価証券開示府令、他社株買付府令、自社株買付府令、大量保有府令、内部統制府令）に関する様式
	DEI タクソノミ	提出書類及び開示書類等提出者の基本情報
分野別タクソノミ	財務諸表本表タクソノミ	日本基準財務諸表本表
	国際会計基準タクソノミ	IFRS 財務諸表
	サステナ関連タクソノミ	サステナビリティ関連記載事項

2-3-7 DEI タクソノミの分割単位

DEIのタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-8 分割単位 (DEI)

No	タクソノミ 分割単位	種別	備考
(削除)			
(削除)			
1	jpdei	DEI	大量保有報告書の追加DEIは「2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位」に、みなし有価証券届出書の追加DEIは「2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位」に定義しています。

旧

2-3 タクソノミ分割の単位

(追加)
EDINETタクソノミは、幾つかの様式のグループごとに分割されています。タクソノミの更新は、タクソノミの分割単位ごとに行われ、更新日は、フォルダの日付及びファイル名の日付で確認できます。

(追加)

2-3-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位

財務諸表本表（国際会計基準では注記事項を含む。）及びDEIのタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-7 分割単位 (その他)

No	タクソノミ 分割単位	種別	備考
1	jppfs	財務諸表本表	日本基準財務諸表の本表に係るタクソノミ要素を含みます。なお、財務諸表本表タクソノミの要素は、注記事項中の主要勘定の内訳開示でも用いることができます。
2	jpigp	国際会計基準	IFRS財務諸表に係るタクソノミ要素を含みます。なお、本タクソノミの要素は、IFRSの財務諸表本表及び注記事項中の主要勘定の内訳開示で用いることができます。
3	jpdei	DEI	大量保有報告書の追加DEIは「2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位」に、みなし有価証券届出書の追加DEIは「2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位」に定義しています。

新

2-3-8 分野別タクソミの分割単位

分野別タクソミの分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-9 分割単位(分野別タクソミ)

No	タクソミ 分割単位	種別	備考
1	jppfs	財務諸表本表	日本基準財務諸表の本表に係るタクソミ要素を含みます。なお、財務諸表本表タクソミの要素は、注記事項中の主要勘定の内訳開示でも用いることができます。
2	jpi gp	国際会計基準	IFRS財務諸表に係るタクソミ要素を含みます。なお、本タクソミの要素は、IFRSの財務諸表本表及び注記事項中の主要勘定の内訳開示で用いることができます。
3	jpsrd	サステナ関連タクソミ	サステナビリティ関連記載事項に係るタクソミ要素を含みます。なお、同記載事項の開示にあたりSSBJ基準を適用する場合は、本タクソミにおいてインポート又は参照されるISSBタクソミ(ifrs-sds)の要素も用います。

旧

(追加)

新

2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係

(略)

なお、要素選択及び表示とラベルとの一致に関する判断は、日本語ラベルに基づき行われ、英語ラベルは参考情報の位置付けです。英語ラベルは、上書きできます（冗長ラベルのユニーク性の確保については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「6-2 英語ラベル作成時の指針 (4) 英語冗長ラベルのユニーク性の確保」を参照してください。）。ただし、ISSBタクソノミの要素のラベル（日本語・英語、冗長・標準共に）は、上書きせず、IFRS財団が定めるものをそのまま使用してください。

図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について（IFRS財務諸表以外）

No	対象	要素選択について	表示とラベルとの一致について
(略)			
2	財務諸表本表以外の金額及び数値	表示とラベルが完全一致するもののみ選択可とします。ただし、用途別ラベルが不足する場合及び次の例外においては、表示科目とラベルが完全一致しない場合でも意味が一致すれば選択可とします。 例外 ・経営指標等中の表示名称。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。 ・EDINETタクソノミの用途区分に当てはまらない用途の表示名称。 ・<u>サステナビリティ関連記載事項中の表示名称。</u> ・その他、本書中で不一致を許容する場合。 ・その他、表示とラベルとの完全一致が困難な場合。	表示とラベルとは、一致するようにします。ただし、次の限定的な例外においては、不一致を認めます（可能な場合、優先ラベルを設定（必要な場合、用途別ラベル又は提出者用代替ラベルの設定を含む。本図表において、以下同じ。）して一致させることも可とします。）。
(略)			
(略)			

旧

2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係

(略)

なお、要素選択及び表示とラベルとの一致に関する判断は、日本語ラベルに基づき行われ、英語ラベルは参考情報の位置付けです。英語ラベルは、上書きできます（冗長ラベルのユニーク性の確保については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「6-2 英語ラベル作成時の指針 (4) 英語冗長ラベルのユニーク性の確保」を参照してください。）。
(追加)

図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について（IFRS財務諸表以外）

No	対象	要素選択について	表示とラベルとの一致について
(略)			
2	財務諸表本表以外の金額及び数値	表示とラベルが完全一致するもののみ選択可とします。ただし、用途別ラベルが不足する場合及び次の例外においては、表示科目とラベルが完全一致しない場合でも意味が一致すれば選択可とします。 例外 ・経営指標等中の表示名称。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。 ・EDINETタクソノミの用途区分に当てはまらない用途の表示名称。 (追加) ・その他、本書中で不一致を許容する場合。 ・その他、表示とラベルとの完全一致が困難な場合。	表示とラベルとは、一致するようにします。ただし、次の限定的な例外においては、不一致を認めます（可能な場合、優先ラベルを設定（必要な場合、用途別ラベル又は提出者用代替ラベルの設定を含む。本図表において、以下同じ。）して一致させることも可とします。）。
(略)			
(略)			

新	旧
2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 (略) 2-5-2 開示府令 (略) ただし、上記の上場会社とは、金融商品取引法第24条第1項第1号の有価証券（ただし、同法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する会社をいいます（海外の取引所のみに上場する会社及び<u>プロ投資家向け市場</u>に上場する会社は含みません。）。 2-5-2-1 主要な経営指標等の推移 (略) ✕ 詳細タグ付けしないケース ・脚注は、様式ツリーの包括タグのみとし、<u>最近 6 事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額及び平均時価総額の注記（開示府令第二号様式記載上の注意(25)h 又は第三号様式記載上の注意(5)a に基づく記載）</u>を除き詳細タグ付けはしません。 (略) （削除）	2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 (略) 2-5-2 開示府令 (略) ただし、上記の上場会社とは、金融商品取引法第24条第1項第1号の有価証券（ただし、同法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する会社をいいます（海外の取引所のみに上場する会社及び<u>TOKYO PRO Market</u>に上場する会社は含みません。）。 2-5-2-1 主要な経営指標等の推移 (略) ✕ 詳細タグ付けしないケース ・脚注は、様式ツリーの包括タグのみとし、詳細タグ付けはしません。 (略) 2-5-2-2 従業員の状況(※) <u>提出会社及び連結会社の従業員数については、従業員数（該当ある場合平均臨時雇用人員数を含む。）、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与が詳細タグ付け対象です。</u> <u>平均年齢及び平均勤続年数は、年数のみ記載の場合は、年要素のみを用い、年数と月数を記載する場合は、年要素と月要素の両方を用います。例えば、平均勤続年数を「22 年 3 ヶ月」と記載した場合、「22」を年要素でタグ付けし、「3」を月要素でタグ付けします。</u> <u>セグメント別の従業員数については、報告セグメントごとの人数、全社（共通）、報告セグメント合計、セグメント合計及び合計がタグ付け対象です。複数セグメントの合計は、それが、報告セグメント合計又はセグメント合計に該当しない場合は詳細タグ付け対象外です。単一セグメントの場合に報告セグメントと異なる部門区分で開示する人数は詳細タグ付け対象外です。</u> <u>事業セグメント軸のメンバーがデフォルトメンバー（「連結合計又は会社合計 [メンバー]」)のみとなる場合でも、提出者別タクソノミの定義リンクに事業セグメントのディメンションをリキャストしてください。</u> <u>人的資本の多様性に関する指標の開示については、提出会社及び連結子会社の会社名、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異が詳細タグ付け対象です。なお、連結ベースの場合には、詳細タグ付けの対象外となります。男性労働者の育児休業取得率について、雇用管理区分ごとに開示しない場合には、「全労働者」要素でタグ付けします。「パート・有期労働者」等の非正規雇用労働者については、「非正規雇用労働者」要素でタグ付けします。</u> <u>提出会社の男性労働者の育児休業取得率については、育児休業取得率の算出式が準拠する法令に合わせて要素を選択してください。連結子会社の開示については、準拠法令の記載のない詳細タグを選択してください。</u>

新	旧
2-5-2-2 事業等のリスク (略) 2-5-2-3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(※) (略) (削除)	2-5-2-3 事業等のリスク (略) 2-5-2-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(※) (略) 2-5-2-5 サステナビリティに関する考え方及び取組 <u>「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」及び「人材の育成及び社内環境整備に関する方針」について、それぞれに表題を示す方法により記載していない場合でも、記載中の該当箇所に様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けします。</u> <u>「人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績」について、表題を示す方法により記載していない場合でも、記載中の該当箇所に様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けします。当該情報を表形式で記載している場合には、詳細タグ付け対象です。「212500a サステナビリティに関する考え方及び取組」の拡張リンクロール中の要素を用いてタグ付けします。目標及び実績を複数年記載している場合には、直近の数値にのみタグ付けしてください。「以上」、「以下」等の文字にはタグ付けは不要です。指標の単位については、タグ付け対象となる記載が複数ある場合には、初出のみのタグ付けで差支えありません。「目標数値」及び「実績数値」でタグ付けされた値の単位は「指標の単位」でタグ付けされた単位であるため、この2要素のタグ付けにおける数値の表示単位及びユニットは scale 属性に 0、unitRef 属性に pure を指定します。</u> <u>「温室効果ガス総排出量」について、温室効果ガス総排出量を表形式で記載している場合には、当該情報は詳細タグ付け対象です。「212500b サステナビリティに関する考え方及び取組」の拡張リンクロール中の要素を用いてタグ付けします。提出会社が、連結財務諸表を作成していない場合や最上位親会社以外の連結財務諸表作成会社の場合であっても、提出会社の温室効果ガス排出量を記載する場合には、提出会社の数値を「連結グループ」で設定し、タグ付けしてください。企業グループに含まれる連結範囲外の子会社の温室効果ガス排出量を記載する場合には、数値を「非連結子会社等」で設定しタグ付けしてください。スコープ 2 の温室効果ガス排出量をロケーション基準及びマーケット基準の両方で記載する場合には、どちらか一方の基準の数値を選択しタグ付けしてください。タグ付けしなかった基準の数値は提出者別タクソノミとして拡張してタグ付けすることができます。スコープ 3 の数値を記載する場合には、合計のみタグ付けしてください。コンテキストの選択については、温室効果ガス排出量の算定期間の末日が属する事業年度のコンテキストでタグ付けします。温室効果ガス総排出量を複数年記載する場合には、基準年を含めそれぞれの数値についてタグ付けしてください。コンテキストが存在しない場合は、拡張してタグ付けすることが可能です。</u> <u>他の記載を参照している場合（サステナビリティに関する考え方及び取組以外の他の箇所に含めて記載した場合、提出会社が公表した他の書類又は将来公表予定の他の書類を参照した場合）は、文章全体ではなく、参照先のみを「他の記載への参照」要素でタグ付けします。</u>

新	旧
2-5-2-4 研究開発活動(※) (略) 2-5-2-5 設備投資等の概要(※) (略) 2-5-2-6 発行済株式(【株式の総数等】の子目次)(※) (略) 2-5-2-7 所有者別状況(※) (略) 2-5-2-8 大株主の状況 (略) 2-5-2-9 発行済株式(【議決権の状況】の子目次)(※) (略) 2-5-2-10 自己株式等(※) (略) 2-5-2-11 配当政策(※) (略) 2-5-2-12 コーポレート・ガバナンスの概要(※) (略) 2-5-2-13 役員の状況(※) (略) 2-5-2-14 監査の状況(※) (略) 2-5-2-15 役員の報酬等(※) (略) 2-5-2-16 株式の保有状況(※) (略) 2-5-2-17 従業員の状況(※) <u>連結会社の従業員数については、詳細タグ付け対象です。また、提出会社及び最大人員会社については、会社名、従業員数(該当ある場合平均臨時雇用人員数を含む。)、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与及び平均年間給与の対前事業年度増減率が詳細タグ付け対象です。</u>	2-5-2-6 研究開発活動(※) (略) 2-5-2-7 設備投資等の概要(※) (略) 2-5-2-8 発行済株式(【株式の総数等】の子目次)(※) (略) 2-5-2-9 所有者別状況(※) (略) 2-5-2-10 大株主の状況 (略) 2-5-2-11 発行済株式(【議決権の状況】の子目次)(※) (略) 2-5-2-12 自己株式等(※) (略) 2-5-2-13 配当政策(※) (略) 2-5-2-14 コーポレート・ガバナンスの概要(※) (略) 2-5-2-15 役員の状況(※) (略) 2-5-2-16 監査の状況(※) (略) 2-5-2-17 役員の報酬等(※) (略) 2-5-2-18 株式の保有状況(※) (略) (追加)

新	旧
<u>平均年齢及び平均勤続年数は、年数のみ記載の場合は、年要素のみを用い、年数と月数を記載する場合は、年要素と月要素の両方を用います。例えば、平均勤続年数を「22 年 3 ヶ月」と記載した場合、「22」を年要素でタグ付けし、「3」を月要素でタグ付けします。</u> <u>セグメント別の従業員数については、報告セグメントごとの人数、全社（共通）、報告セグメント合計、セグメント合計及び合計がタグ付け対象です。複数セグメントの合計は、それが、報告セグメント合計又はセグメント合計に該当しない場合は詳細タグ付け対象外です。単一セグメントの場合に報告セグメントと異なる部門区分で開示する人数は詳細タグ付け対象外です。</u> <u>事業セグメント軸のメンバーがデフォルトメンバー（「連結合計又は会社合計 [メンバー]」)のみとなる場合でも、提出者別タクソノミの定義リンクに事業セグメントのディメンションをリキャストしてください。</u> <u>人的資本の多様性に関する指標の開示については、提出会社及び連結子会社の会社名、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異が詳細タグ付け対象です。なお、連結ベースの場合には、詳細タグ付けの対象外となります。男性労働者の育児休業取得率について、雇用管理区分ごとに開示しない場合には、「全労働者」要素でタグ付けします。「パート・有期労働者」等の非正規雇用労働者については、「非正規雇用労働者」要素でタグ付けします。</u> <u>提出会社の男性労働者の育児休業取得率については、育児休業取得率の算出式が準拠する法令に合わせて要素を選択してください。連結子会社の開示については、準拠法令の記載のない詳細タグを選択してください。</u> 2-5-2-18 経理の状況 （略） 2-5-2-19 監査報告書 （略） 2-5-2-20 新設会社の有価証券届出書 （略） 2-5-2-21 有価証券届出書に四半期情報を掲げる場合 （略） 2-5-3 サステナビリティ関連記載事項 <u>有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考え方及び取組」においては、SSBJ基準を適用する提出企業は「2-5-3-1 サステナビリティ関連財務開示」に従って、SSBJ基準を適用しない提出企業は「2-5-3-2 サステナビリティに関する考え方及び取組の状況」に従って、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」に関するタグを設定します。また、SSBJ基準の適用状況にかかわらず、提出企業は「2-5-3-3 人的資本に関する開示」に従い「人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績」に関するタグを設定します。</u>	2-5-2-19 経理の状況 （略） 2-5-2-20 監査報告書 （略） 2-5-2-21 新設会社の有価証券届出書 （略） 2-5-2-22 有価証券届出書に四半期情報を掲げる場合 （略） （追加）

新	旧
2-5-3-1 サステナビリティ関連財務開示 <u>サステナ関連タクソノミ(jpsrd)及び ISSB タクソノミ(ifrs-sds)を使用してタグ付けします。詳細ツリーに用いる拡張リンクロールは、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 3 拡張リンクロール一覧』に定義されている拡張リンクロール（ただし、提出者用として選択可能なものに限る。）の中から選択してください。</u> <u>＜ガバナンス＞</u> <u>ガバナンスにおいては、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されており、リスク及び機会ごとの個別開示に代えて統合されたガバナンスの開示を行う場合は、当該開示の対象となるトピックを詳細タグ付けします。タグ付けには、「212500e ガバナンス、サステナビリティ関連財務開示」の拡張リンクロールの中の「統合されたガバナンスの開示の対象となるトピック」を用い、該当するトピックの列挙値を選択します。</u> <u>＜戦略＞</u> <u>戦略においては、「212500f リスク及び機会、戦略、サステナビリティ関連財務開示」から「212500r 気候レジリエンス、戦略、サステナビリティ関連財務開示」までの拡張リンクロール中の要素を用いて詳細タグ付けします。「リスク及び機会」、「ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン」、「戦略及び意思決定」、「財務的影響」、「レジリエンス」に関する詳細タグが用意されています。「リスク及び機会」に関する「212500h 時間軸の定義、戦略、サステナビリティ関連財務開示」を除き、サステナビリティ全般を扱う情報と気候変動を扱う情報とで異なる拡張リンクロールが用意されています。</u> <u>＜リスク管理＞</u> <u>リスク管理においては、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されており、リスク及び機会ごとの個別開示に代えて統合されたリスク管理の開示を行う場合は、当該開示の対象となるトピックを詳細タグ付けします。タグ付けには、「212500s リスク管理、サステナビリティ関連財務開示」の拡張リンクロール中の「統合されたリスク管理の開示の対象となるトピック」を用い、該当するトピックの列挙値を選択します。</u> <u>＜指標及び目標＞</u> <u>指標及び目標においては、「212500t リスク及び機会の指標、指標及び目標、サステナビリティ関連財務開示」から「212500ah ファイナンスド・エミッション（保険）、指標及び目標、サステナビリティ関連財務開示」までの拡張リンクロール中の要素を用いてタグ付けします。「リスク及び機会の指標」、「企業が作成した指標」、「気候関連の産業横断的指標」、「目標」などに関する詳細タグが用意されています。「指標の値」については、「指標の値（テキスト）」、「指標の値（数値）」又は「指標の値（％）」のいずれか一つの要素を使用してタグ付けしてください。世界産業分類基準（GICS）による産業分類に関する情報は詳細タグ付けの対象外です。</u> 2-5-3-2 サステナビリティに関する考え方及び取組の状況 <u>サステナ関連タクソノミ(jpsrd)を使用します。「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」</u>	

新	旧
<u>及び「指標及び目標」について、それぞれに表題を示す方法により記載していない場合でも、記載中の該当箇所に様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けします。</u> <u>「温室効果ガス総排出量」について、温室効果ガス総排出量を表形式で記載している場合には、当該情報は詳細タグ付け対象です。「212500b サステナビリティに関する考え方及び取組」の拡張リンクロール中の要素を用いてタグ付けします。提出会社が、連結財務諸表を作成していない場合や最上位親会社以外の連結財務諸表作成会社の場合であっても、提出会社の温室効果ガス排出量を記載する場合には、提出会社の数値を「連結グループ」で設定し、タグ付けしてください。企業グループに含まれる連結範囲外の子会社の温室効果ガス排出量を記載する場合には、数値を「非連結子会社等」で設定しタグ付けしてください。スコープ 2 の温室効果ガス排出量をロケーション基準及びマーケット基準の両方で記載する場合には、どちらか一方の基準の数値を選択しタグ付けしてください。タグ付けしなかった基準の数値は提出者別タクソノミとして拡張してタグ付けすることができます。スコープ 3 の数値を記載する場合には、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量のみタグ付けしてください。コンテキストの選択については、温室効果ガス排出量の算定期間の末日が属する事業年度のコンテキストでタグ付けします。温室効果ガス総排出量を複数年記載する場合には、基準年を含めそれぞれの数値についてタグ付けしてください。コンテキストが存在しない場合は、拡張してタグ付けすることが可能です。</u> <u>他の記載を参照している場合（サステナビリティに関する考え方及び取組以外の他の箇所に含めて記載した場合、提出会社が公表した他の書類又は将来公表予定の他の書類を参照した場合）は、文章全体ではなく、参照先のみを「他の記載への参照」要素でタグ付けします。</u> 2-5-3-3 人的資本に関する開示 <u>サステナ関連タクソノミ(jpsrd)を使用します。「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」について、それぞれに表題を示す方法により記載していない場合でも、記載中の該当箇所に様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けします。</u> <u>「人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績」の情報を表形式で記載している場合には、詳細タグ付け対象です。「212500a サステナビリティに関する考え方及び取組」の拡張リンクロール中の要素を用いてタグ付けします。目標及び実績を複数年記載している場合には、直近の数値にのみタグ付けしてください。「以上」、「以下」等の文字にはタグ付けは不要です。指標の単位については、タグ付け対象となる記載が複数ある場合には、初出のみのタグ付けで差支えありません。</u> <u>他の記載を参照している場合（サステナビリティに関する考え方及び取組以外の他の箇所に含めて記載した場合、提出会社が公表した他の書類又は将来公表予定の他の書類を参照した場合）は、文章全体ではなく、参照先のみを「他の記載への参照」要素でタグ付けします。</u> 2-5-3-4 二段階開示により SSBJ に基づく開示を行う場合 <u>二段階開示により、有価証券報告書に記載しなかった SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連記載事項を訂正報告書に記載して提出する場合には、「2-5-3-1 サステナビリティ関連財務開示」及び『提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 3 拡張リンクロール一覧』に従って詳細タグ付けしてください。</u>	

新	旧
2-5-3-5 半期報告書で確定値の開示を行う場合 <u>前事業年度に係る有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」その他の項目において記載した見積りの方法により算定した数値について、確定値が判明し、見積りによる数値と確定値との間に差異がある場合には、半期報告書の【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】で記載が可能ですが、当該開示についてはタグ付け不要です。</u> 2-5-4 日本基準財務諸表 (略) 2-5-4-1 財務諸表本表 (略) 2-5-4-2 計算リンク (略) 2-5-4-3 財務諸表注記事項 (略) 2-5-4-4 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針 (略) 2-5-4-5 貸借対照表関係 (略) 2-5-4-6 損益計算書関係 (略) 2-5-4-7 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係 (略) 2-5-4-8 セグメント情報等 (略) 2-5-5 IFRS 財務諸表 (略) 2-5-5-1 拡張リンクロール (略)	2-5-3 日本基準財務諸表 (略) 2-5-3-1 財務諸表本表 (略) 2-5-3-2 計算リンク (略) 2-5-3-3 財務諸表注記事項 (略) 2-5-3-4 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針 (略) 2-5-3-5 貸借対照表関係 (略) 2-5-3-6 損益計算書関係 (略) 2-5-3-7 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係 (略) 2-5-3-8 セグメント情報等 (略) 2-5-4 IFRS 財務諸表 (略) 2-5-4-1 拡張リンクロール (略)

新	旧
2-5-<u>5</u>-2 勘定科目要素の選択 (略) 2-5-<u>5</u>-3 財務諸表本表 (略) 2-5-<u>5</u>-4 計算リンク (略) 2-5-<u>5</u>-5 セグメント情報 (略) 2-5-<u>5</u>-6 棚卸資産 (略) 2-5-<u>5</u>-7 有形固定資産 (略) 2-5-<u>5</u>-8 のれん及び無形資産 (略) 2-5-<u>5</u>-9 営業費用の内訳 (略) 2-5-<u>5</u>-10 費用の性質別内訳 (略) 2-5-<u>5</u>-11 売上原価の内訳 (略) 2-5-<u>5</u>-12 販売費及び一般管理費の内訳 (略) 2-5-<u>5</u>-13 その他の収益及びその他の費用 (略) 2-5-<u>5</u>-14 金融収益及び金融費用 (略) 2-5-<u>5</u>-15 個別開示項目、その他の営業外損益 (略) 2-5-<u>5</u>-16 IFRS 適用初年度の半期報告書の提出 (略)	2-5-<u>4</u>-2 勘定科目要素の選択 (略) 2-5-<u>4</u>-3 財務諸表本表 (略) 2-5-<u>4</u>-4 計算リンク (略) 2-5-<u>4</u>-5 セグメント情報 (略) 2-5-<u>4</u>-6 棚卸資産 (略) 2-5-<u>4</u>-7 有形固定資産 (略) 2-5-<u>4</u>-8 のれん及び無形資産 (略) 2-5-<u>4</u>-9 営業費用の内訳 (略) 2-5-<u>4</u>-10 費用の性質別内訳 (略) 2-5-<u>4</u>-11 売上原価の内訳 (略) 2-5-<u>4</u>-12 販売費及び一般管理費の内訳 (略) 2-5-<u>4</u>-13 その他の収益及びその他の費用 (略) 2-5-<u>4</u>-14 金融収益及び金融費用 (略) 2-5-<u>4</u>-15 個別開示項目、その他の営業外損益 (略) 2-5-<u>4</u>-16 IFRS 適用初年度の半期報告書の提出 (略)

新	旧
2-5-6 特定有価証券開示府令 (略) 2-5-7 大量保有府令 (略) 2-5-8 他社株買付府令 (略) 2-5-9 詳細タグ付けに係る注意事項 (略) 2-5-9-1 金額の記載方法 (略) 2-5-9-2 目次のみ記載される場合 (略) 2-5-9-3 目次要素を追加した場合 (略) 2-5-9-4 タグ付けを要しない記載事項 (略) 2-5-9-5 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表 (略)	2-5-5 特定有価証券開示府令 (略) 2-5-6 大量保有府令 (略) 2-5-7 他社株買付府令 (略) 2-5-8 詳細タグ付けに係る注意事項 (略) 2-5-8-1 金額の記載方法 (略) 2-5-8-2 目次のみ記載される場合 (略) 2-5-8-3 目次要素を追加した場合 (略) 2-5-8-4 タグ付けを要しない記載事項 (略) 2-5-8-5 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表 (略)